

食品安全委員会第903回会合議事録

1. 日時 令和5年6月27日（火） 14:00～14:07

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1品目

（農林水産省からの説明）

ムラミダーゼ

（2）その他

4. 出席者

（委員）

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

（説明者）

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

（事務局）

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、井上評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

食品健康影響評価について＜ムラミダーゼ＞

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第903回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第903回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は1点だけでございます。

農水省からの諮問書でございます「ムラミダーゼに関する食品健康影響評価について」でございます。

不足の資料などはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。

事務局におきまして、委員の皆様方に御提出いただきました確認書及び現時点の今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載内容に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料にありますとおり、農林水産省大臣から6月20日付で飼料添加物1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 農林水産省の古川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回、食品健康影響評価をお願いするものはムラミダーゼでございます。食品健康影響評価のムラミダーゼに関する資料を基に御説明させていただきます。

まず、当該評価依頼文書の２ページ目から御覧いただきたいと思います。

ムラミダーゼは、別名リゾチームとも呼ばれる酵素で、ムコ多糖類やムコペプチドのN-アセチルグルコサミンとN-アセチルムラミン酸の β -1,4結合部を切断する加水分解酵素となります。

ムラミダーゼは生体内常在酵素で、国内では既にブロイラー用飼料の飼料添加物として指定されており、食品添加物としても使用が認められています。海外では、米国及びEUにおいて、豚及びブロイラー用の飼料添加物として使用されています。なお、本資料には記載されておきませんが、豪州におきましても、採卵鶏を含む全畜種を対象とした飼料添加物として指定されています。

今般、このムラミダーゼについて、豚用飼料及びブロイラーを含む全ての鶏用飼料への対象家畜の適用拡大の要望がございました。この対象家畜の適用拡大につきましては、農業資材審議会に諮問を行い、その結果、令和４年11月29日に同審議会により改正は適当との答申を得ております。

今回、貴委員会に意見を求める改正の概要といたしましては、要望のあったムラミダーゼについて、豚及び全ての鶏用飼料へ添加することができるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の飼料一般の製造の方法の基準を改正することとしています。

今後の方針といたしましては、貴委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、省令の改正に向けて必要な手続を進める予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今農林水産省から説明いただいた飼料添加物ムラミダーゼについては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月８日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

本飼料添加物につきましては、今回の諮問に当たり資料が提出されておりますので、同委員会決定１の（２）の規定により、担当の私から、先ほどの農林水産省からの説明及び今回提出された対象家畜拡大に係る資料に基づき、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかどうかについて確認をいたしました。その結果を御説明いたします。

今回新たに提出された本製剤の対象家畜拡大に関する資料及び外国における使用状況等に関する資料を見ましたところ、新たに安全性について懸念されるような知見は認められなかったことから、本製剤の安全性の評価の観点から見て、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないと考えます。

このため、本飼料添加物について、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するというにしたいと思いま

すが、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することにより
いでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 そういうことしたいと思います。

古川室長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○込山総務課長 本日は以上でございます。特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月4日火曜日14時から開催を予定しております。

また、28日水曜日14時から「農薬第二専門調査会」が、29日木曜日14時及び15時から「肥料・飼料等専門調査会」が、30日金曜日14時から「農薬第一専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第903回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。